

国保連合会だより



NO. 2021-歯-3
令和3年 11月 17日
静岡県国民健康保険団体連合会
〒420-8558
静岡市葵区春日2丁目4番34号
TEL (054) 253-5534
<https://www.shizukokuhoren.or.jp/>

◎診療報酬明細書等の「特記事項」欄への「10 第三」の記載について

患者の疾病又は負傷が第三者行為によって生じたと認められる場合における診療報酬明細書等の記載等、以下の取り扱いについて御留意願います。

- ・ 診療報酬明細書等の「特記事項」欄に「10 第三」を記載してください。
- ・ 第三者行為の治療終了後は、「特記事項」欄に「10 第三」の記載はしないでください。
- ・ 第三者の不法行為や勤務中の怪我により負傷した場合は、患者に市役所(町役場)又は国保組合へ届出をするようお伝え願います。

※第三者の不法行為・・・交通事故・他人のペットの咬傷・外食での食中毒・施設内での事故・暴力行為等の第三者によるものをさします。

【参考】

～診療報酬請求書・明細書の記載要領～

「特記事項」欄について

コード	略号	内 容
10	第三	患者の疾病又は負傷が、第三者の不法行為(交通事故等)によって生じたと認められる場合

※電算処理レセプトについてはコードと略号を記載することとなっております。

担当 業務部 求償対策課
TEL 054-253-5534